

知的財産権に関する重点項目

2004年4月5日

細川 学

1. 用語の解説：

- a. 知的財産・・Intellectual Property
- b. 知的財産権・Intellectual Property Right
- c. 工業所有権・・Industrial Property Right：日本では特許権、実用新案権、意匠権および商標権をさす。
- d. 知的所有権と知的財産権は同意語ではない。知的財産権には知的産物の「所有権 = Property Right」の他に「人格権 = Character Right」が含まれている。憲法 11 条
- e. 知的財産権には「工業所有権」、「著作権 = Copyright」、「登録権」、「種苗権」、「営業秘密」等を含む。ただし「営業秘密 = Trade Secret」には排他独占権がない。
- f. 営業秘密を保護する法律は不正競争防止法はである。同法は営業秘密という権利を付与する法律ではなく、競争秩序を維持する法律である。
- g. 知的財産権は「有体財産権」と区別して「無体財産権」と言われている。
- h. 知的財産権を国際的に保護する条約には、工業所有権を保護するパリ同盟条約 (1883 年成立、工業所有権保護に関するパリ同盟条約 = パリ条約) と、著作権を保護するベルヌ条約 (1886 年成立、著作権に関するベルヌ条約) がある。

2. 知的財産を保護する理由：

知的財産戦略大綱において「知的財産を豊富に創造し、これを保護・活用することにより、わが国の経済や文化の持続的な発展を目指す」とあり、あるべき姿は「知的財産立国」である。IT 時代における知的財産の競争力の強化を目標としている。

3. プロパテントの要件：

- a. 知的財産の豊富な創造に効果がある。
- b. 権利の有効性の判定に対し権利者を有利にする。
- c. 均等の範囲を拡大する。
- d. 属地主義の壁にも手立てが講じられている。
- e. 権利侵害の救済の救済において、賠償金、手続、期間等で権利者を優遇する。
- f. 独占禁止法の適用を緩和する。

4. 営業秘密の要件：

- a. 秘密として管理されていること
- b. 生産方法、販売方法等の事業活動に有用な技術上または営業上の情報であること
- c. 公然知られてないこと

注 1：営業秘密に関する不正競争防止法違反に対しては、民事的救済を受けるが、違反者に刑事罰は科せられていない。民法・刑法の適用はある。消滅時効がある。

注 2：営業秘密はパリ同盟条約第 10 条の 2 の規定 <ヘーグ改正規定、1935 年> 「工業上又は

商業上の公平な慣習に反するすべての競争行為」にそのルーツがあり、営業秘密の3要件は平成5年の改正で不正競争防止法に明記された。

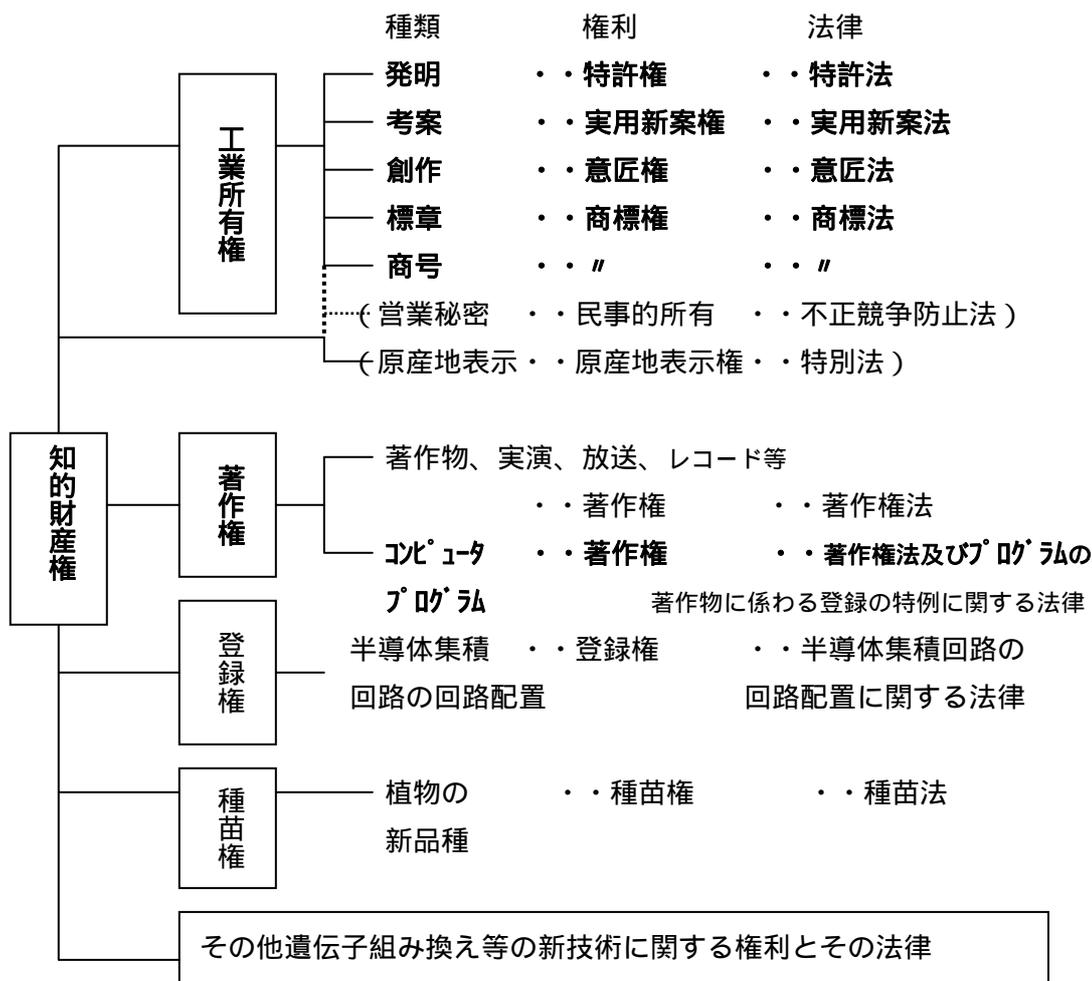
注3：営業秘密についての日本弁護士連合会の定義：「経済的に価値のある当該営業体に固有な情報であって、秘密であるもの」

5. ノウハウの定義：

- a. 工業所有権関連団体の定義：「産業上利用できる技術秘訣」
- b. 国際商業会議所における定義：「単独で又は結合して、工業目的に役立つある種の技術を完成し、又はそれを実際に適用するのに必要な秘密の技術的知識と経験、又はそれらの集積をいう」

注1：コンピュータプログラムは著作権法でも特許法でも保護される。営業秘密でもあるので、不正競争防止法における保護の対象でもある。

6. 知的財産権の種類：



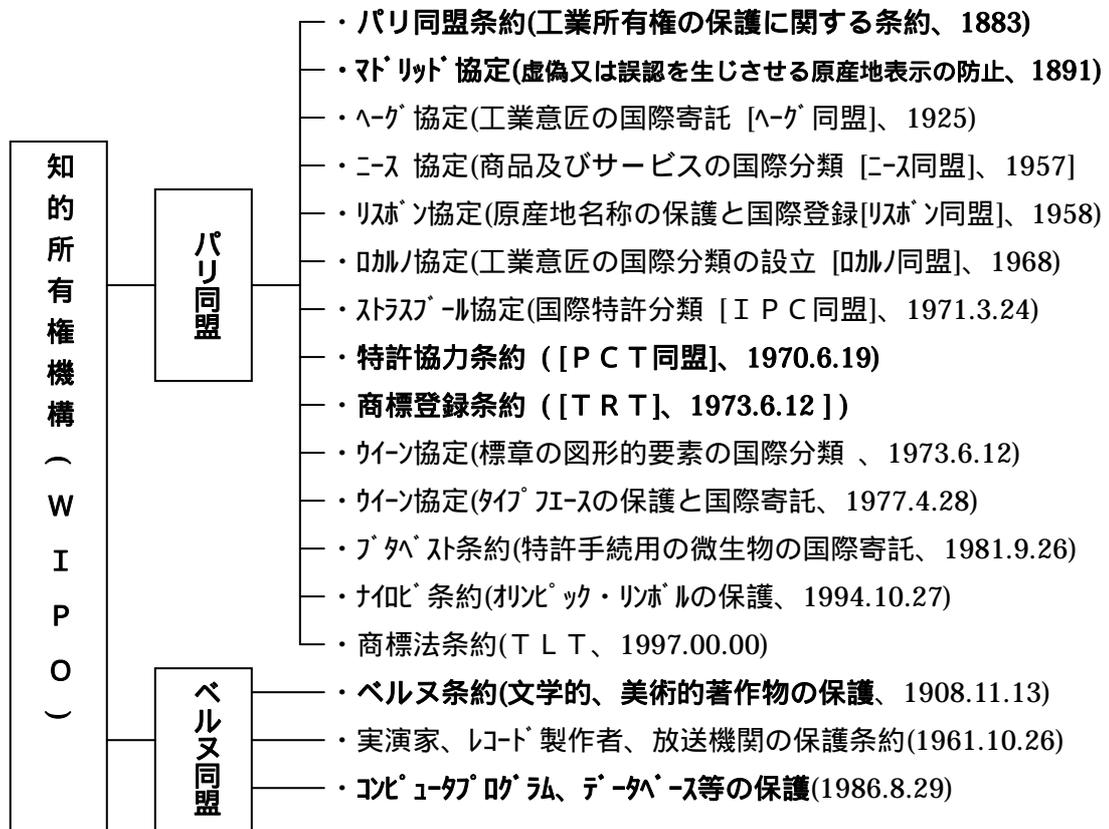
7. パリ同盟条約の概要：

- (1) 工業所有権を保護するために同盟を形成する(第1条)。
- (2) 工業所有権の保護は、特許、実用新案、意匠、商標、サービス・マーク、商号、原産地表示又は原産地名称及び不正競争の防止に関するものとする。
- (3) 工業所有権の語は最も広く解釈するものとする。(商業、農業、産品等を含む)
- (4) 特許には同盟国の法律で認められる各種の特許を含む。

7.1. パリ同盟条約の3大原則及び発明者掲載権：

- (1) **内国民待遇による保護**(第2条)：(a) 内国民に適用される現在及び将来の法令を同盟国の国民に与える。(b) 内国民待遇に住所、営業所を条件としない。(c) 裁判管轄権、代理人の条件は各国の法令による。
- (2) **優先権制度**(第4条)：(a) 同盟の1国に特許、実用新案、意匠、商標を出願した者は他の同盟国への出願に際し一定期間優先権を有する。(b) 期限内の優先権の申立により「最先の地位」をうる。(c) 物の発明における販売条件、方法の発明における物の販売に関する許認可の制限を受けない(第4条の4)。
- (3) **各国特許の独立の原則**(第4条の2)：各国で付与された特許権等は国毎に独立する。
- (4) その他、**発明者掲載権**：発明者は特許証に発明者として掲載される権利を有する。

8. 知的財産権に関する国際条約及び協定：



9. 日本の特許権：

- 9.1.保護対象：自然法則を利用した高度な発明で、かつ産業の発展に寄与するもの。
- 9.2.特許権の取得：所定の様式(願書、明細書、必要な図面、要約等)の特許出願をする。
- 9.3.特許庁の審査：方式審査と審査官による実体審査がある。方式審査に整合し、実体審査に適合し、第1年から3年目までの特許料を納付すると特許権が設定登録される。方式の不備は出願が却下され、実体審査に不適合の場合は特許出願が拒絶査定される。
- 9.4.特許庁が行う査定、審決、取消、却下等の法定手続きに対しては、出願人、特許権者、利害関係人、請求人等に対し答弁、申立、請求、補正等の機会が付与されている。

9.5.特許になる発明の条件：

- (1) 産業として実施できる発明である。
- (2) 新規な発明である。新規とは、公知でなく、公用でもなく、刊行物に記載されていないことである。
- (3) 進歩性がある発明である。進歩性とは、その分野の専門家である当業者が容易に推考できないことである。
- (4) 発明の開示が規定通り(その分野の専門家が実施可能な程度まで具体的・詳細に発明を開示しなければならない)である明細書である。
- (5) 最先の出願である。
- (6) 公序良俗に反しない発明である。

9.6.特許を受けることができる者：

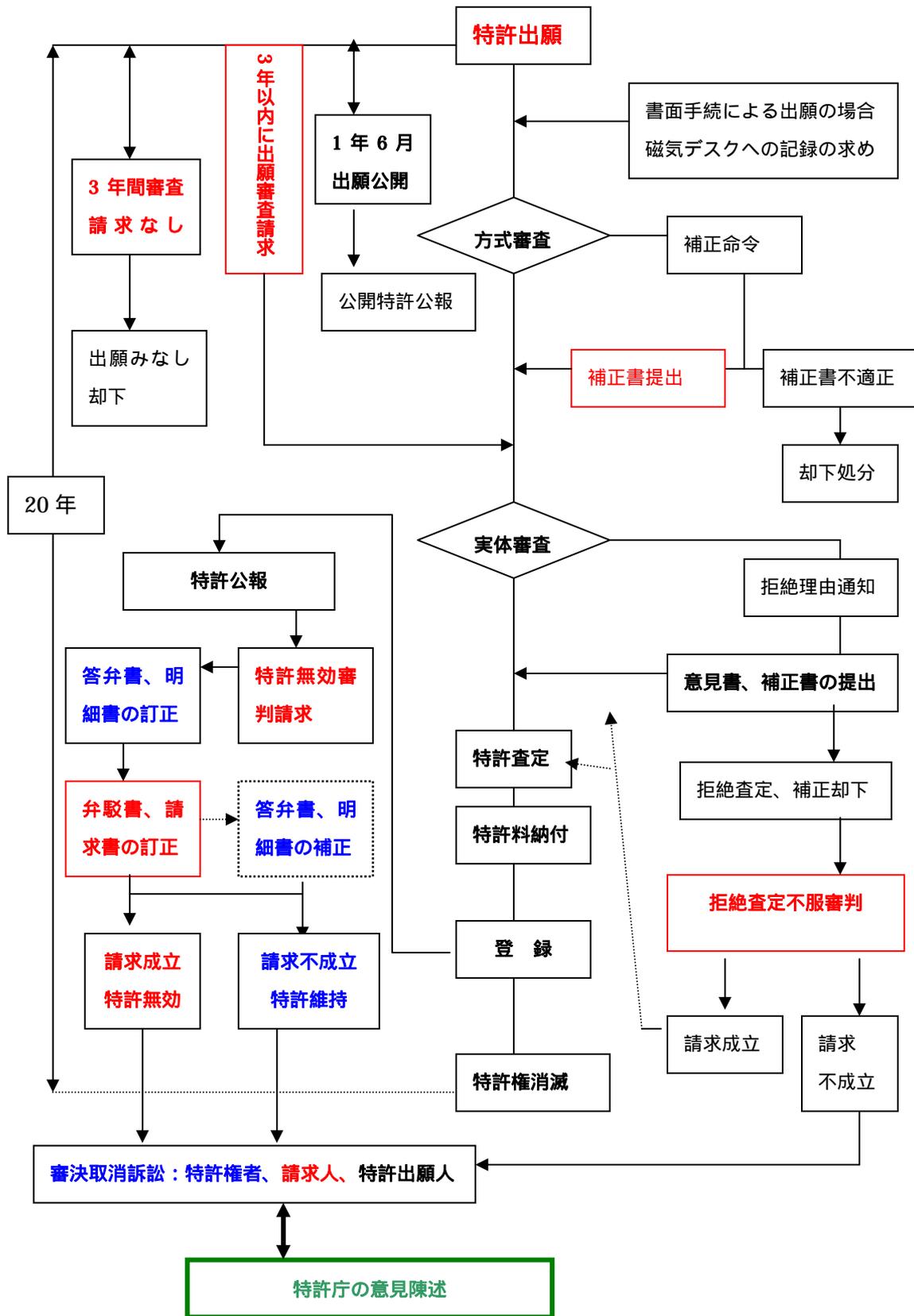
- (1) 発明を完成した者(発明者)に特許を受ける権利(特許出願権)が発生する。特許出願権は他人に譲渡できる。その権利の譲受人が特許出願権者となりうるが、特許出願をしなければ効力は発生しない。発明者には発明者名を掲載する権利がある。
- (2) 職務発明(特許法 35 条)：雇用主である使用者等の被雇用者が職務発明について自身で特許権を取得した場合には、その使用者等はその特許権について通常実施権を有する。使用者等は、被雇用者との間で職務発明に限り特許出願権をその使用者等に譲渡することを定める予約契約(就業規則等)を締結することができる。この予約契約により取得した特許権については、使用者等は被雇用者に相当の対価を支払わなければならない。職務発明以外の発明に対する予約契約は無効である。
- (3) 職務発明の条件： a . 使用者等の業務範囲に属し、かつ、 b . その発明に至った行為が被雇用者の現在又は過去の職務に属する発明であること。職務発明については中村修二博士に対する 200 億円支払い命令判決事件等を第 15.5 講で説明する。

(職務著作物：法人等の発意に基づきその法人等の業務に従事するものが職務上作成するプログラムの著作物の著作者は、特段の定めのない限り、その法人等となる。著作権法 15 条 2 項)

9.7.特許と実用新案の違い(特許庁への手続は原則として弁理士による)

項目	特許	実用新案
保護対象	物、方法、物を生産する方法	物品の考案
実体審査	審査官が審査	無審査
権利の存続期間	出願から 20 年(延長制度がある)	出願から 6 年
権利になるまで	審査請求から平均 2 年弱	出願から 3~6 月
費用	特許庁手数料 + 弁理士料 = 約 50 万円	特許庁手数料約 4 万円
権利行使	排他的独占権	技術評価書を提示して警告した後

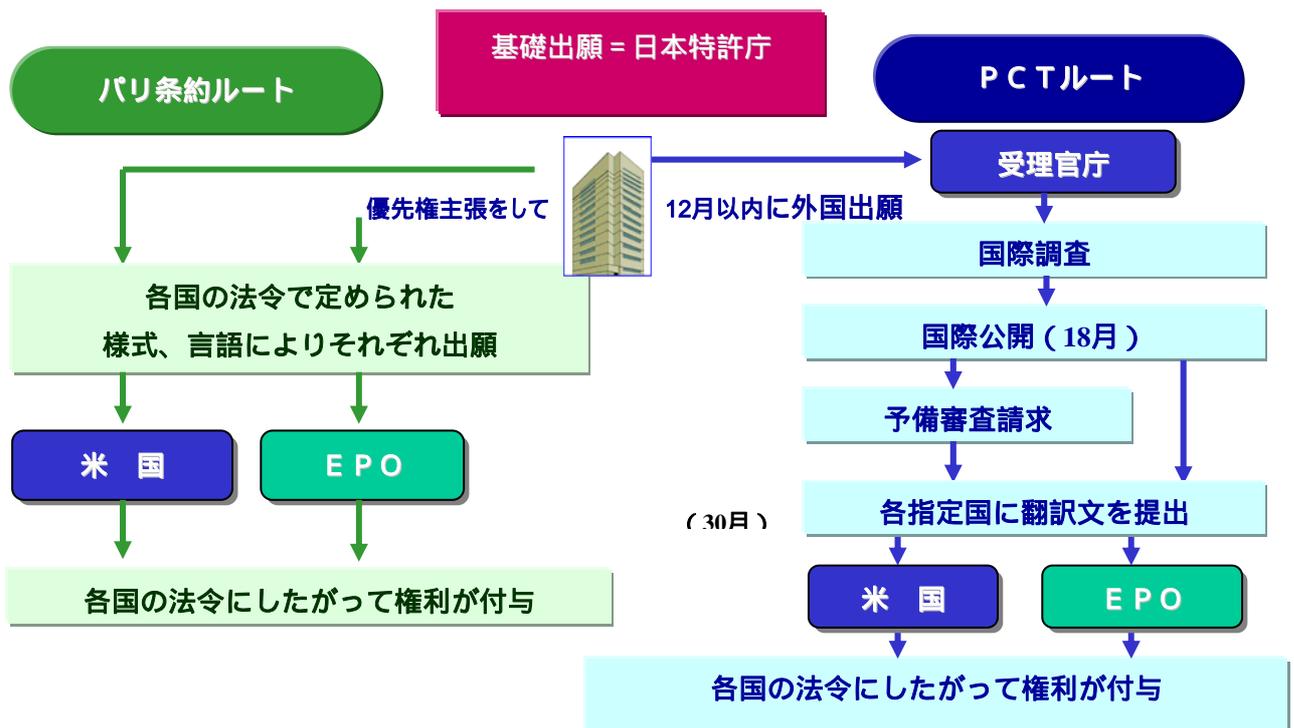
9.8.特許出願の手續



10．外国特許の取得：

10.1.外国の特許権を取得には、(a)優先権を主張して個別に各国に出願し、各国特許庁の審査を受けるパリ同盟条約ルートと、(b)基礎出願をわが国特許庁に出願し、必要な国を指定して国際事務局を通じて審査を受ける PCT ルートがある。

図 10.1 外国特許の取得方法(特許庁作製資料を翻案)



11．米国特許制度の特徴：

- (1) **先発明主義**(first-to-invention system)：最初に発明した者に特許権を付与する制度、同一発明について出願が競合したときは抵触審査(interference)手続により先発明を認定する。現在は外国人の出願についても適用されている。
- (2) **新規性判断の基準日を発明の日とする**。ただしワ・ヤルルールにより実務上は出願日基準となることもある。
- (3) **発明者出願主義**：特許出願ができる者は原則として発明者、ただし特許を受ける権利に関する譲渡書を提出すると以後の手続きは譲受人となる。出願人(applicant)とは発明者を意味している。
- (4) **出願人の宣誓**：出願人(発明者)は自身が特許出願発明の真実かつ最初の発明者であると信ずる旨の宣誓書又は宣言書(oath or declaration)を提出する。
- (5) **出願人側の情報開示義務**(duty of information disclosure)：発明者及び譲受人は知り得た情報を誠実かつ正確に開示しなければならない。
- (6) **米国内でなされた発明のライセンス義務**：出願人は、米国特許庁長官の許可(ライセンス)を得た場

合以外は、出願後 6 月以内に外国に特許出願してはならない(184 条)。違反すれば処罰される。

(7)最良の実施態様の記載義務：出願人は明細書に best mode を記載しなければならない。違反すると特許無効となり、特許紛争にあいて重大な瑕疵となり得る。

(8)限定要求、選択要求のプラクティス：審査官が発明の単一性の要件を満たしていないと判断した場合にはクレームの限定要求(分割要求)がなされる。また generic clam が特許されないと判断した場合には、species clam の選択が要求される。

12 . 意匠権 :

12.1 意匠権の特徴

項目	意 匠	特 許	実 用 新 案
保護対象	意匠	発明	考案
登録要件	工業上利用	産業上利用	産業上利用
不登録事由	他人の業務に係る物品と混同を生じるおそれのある意匠	公序、良俗又は衛生を害するおそれのある発明	公衆の公序、良俗又は衛生を害するおそれのある考案
実体審査	実体審査あり	実体審査あり	実体審査なし
図面の提出	原則として必須	任意	原則として必須
権利存続期間	設定登録日から 15 年	出願日から 20 年	出願日から 6 年
特有の制度	a 関連意匠制度 b 組物の意匠制度 c 秘密意匠制度、 d 部分の意匠に制度 e 補正却下後の新出願制度	1 出願公開制度 2 審査請求制度 3 外国語書面出願制度 4 国内優先制度	1 無審査制度 2 実用新案技術評価制度
特有の審判制度	f 補正却下不服の審判	6 訂正審判 7 延長登録無効審判	
権利の及ぶ範囲	登録意匠及び類似意匠	同一及び均等の発明	同一考案
出願時に費用 (+ 弁理士手数料)	出願手数料(16000 円)	出願手数料(16,000 円) + 弁理士手数料	出願手数料(14000 円) + 3 年分登録料(24900 円、請求項 1 の場合)
審査請求手数料 (+ 弁理士手数料)	なし	168,600 円 + 4000 円 × 請求項数 + 弁理士手数料	なし
技術評価書請求 手数料	なし	なし	42000 円 + 1300 円 × 請求項数

12.2.日本の意匠法の特徴：

- (1)**先願主義**：最先の出願に意匠権を付与する制度、世界ほぼ同じ先願主義であるが、**米国のデザインパテントについては先発明主義を採用している。**
- (2)**審査主義**：工業上利用できるか、美感を起こさせるか、新規性があるか、創作性があるか等を審査する。
- (3)**世界公知**：公知例調査の対象は世界中の文献（世界公知）
- (4)**部分意匠**：部分意匠は物品の一部分に独創的な特徴があり、**物品全体として出願するとその特徴部分の評価が埋没してしまうような場合は適用できる。**
- (5)**組物の意匠**：意匠出願は「一意匠一出願」が原則、同時に使用される二以上の物品であって経済産業省令で定める**56品目の意匠は、組物全体として統一があるときには、一意匠として意匠登録を受けることができる。**
- (6)**関連意匠**：類似する意匠のうち、出願人が指定した1つの意匠を「本意匠」とし、2以上の他の意匠を「関連意匠」とする出願が可能。関連意匠は独自に権利を行使することができる。
- (7)**秘密意匠**：登録後最長3年を限度として、その意匠の内容を意匠公報に掲載せず、秘密にすることができる。

13. 商標権：

13.1.商標の意義：商標とは事業者の商品やサービスを表示するマークであると同時に、消費にとっては商品やサービスを識別するマークでもある。

13.2.商標の機能：

- (1)商品やサービスの出所(事業者、生産地、生産者等)を表示する。
- (2)商品やサービスの品質を保証する。
- (3)商品やサービスを広告・宣伝する。

13.3.商標の定義：「文字、図形、記号若しくは立体的形状若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合(標章)」であって、以下の使用をするもの

- (1)業として商品の生産、証明又は譲渡する者がその商品に使用するもの
- (2)業として役務(サービス)の提供又は証明する者がそのサービスについて使用するもの(商標法2条)をいう。

13.4.登録されない商標：特別顕著性のない下記の商標(商標法第3条)は登録されない。

- (1)商品又は役務の普通名称を普通に表示する標章のみからなる商標
- (2)慣用商標
- (3)その商品の産地又は役務の提供場所等、それぞれの属性(商標法第3条第3項参照)を普通に表示する標章のみからなる商標
- (4)ありふれた氏又は名称を普通に表示する標章のみからなる商標
- (5)極めて簡単でかつありふれた標章のみからなる商標
- (6)需要者が何人の業務又は役務かを認識できない商標

13.5.公益的理由による不登録商標：菊花紋章、国旗、同盟国の国旗、証明印等19項目について商標登録されないと定められている(商標法第4条)。

13.6.商標の類似・非類似の判断方法：自他の商標が類似するかどうかの判断は称呼、外観、観念で総合的に判断される。



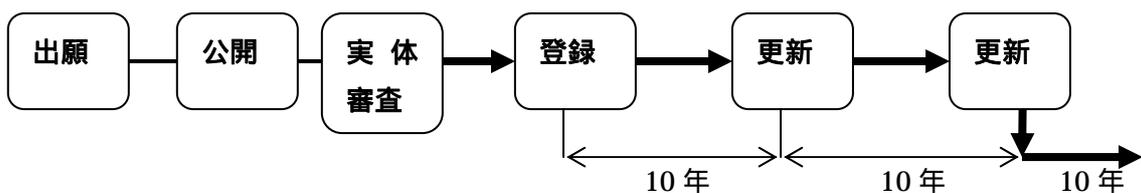
13.7.商標登録出願：登録を希望する商標の態様に加え、使用する商品やサービス(役務という)を指定しなければならない。登録商標の権利行使は指定した商品やサービスの範囲内に限られる。

例 1：指定商品 [第 33 類][日本酒、洋酒、果実酒、中国酒、薬味酒]
(特許庁作製資料を翻案)



例 2：指定商品 [第 33 類][日本酒]

13.8.商標権利期間：商標権の存続期間は登録後 10 年、期間満了前に更新登録出願をすることにより拒絶の理由のない限り 10 年毎に更新され、半永久的な権利となる。



13.8.日本の商標制度の特徴：

(1)商標権は 10 年単位で更新登録できる。上図

(2)防護標章制度がある：防護標章とは著名になった商標を指定商品・指定役務(以下「指定商品等」という)以外の商品等にていても防護する制度である。例えば登録商標「トヨタ」の本業の指定商品は第 12 類の「乗物」であるが、第 5 類「薬剤」に防護標章登録されている。需要者においてトヨタ自動車が作った「くすり」と誤認混同を起こさせない、商標の名声に傷をつけさせない、商標の価値化を希薄にさせないなど社会の秩序と不正を防止する制度である。

防護標章の存続期間は 10 年、順次更新登録ができる。更新登録期間は 10 年。

防護標章は使用权ではなく禁止権である。禁止権は類似の範囲まで及ばない。基本となる商標権に従って移転し消滅する。分割移転は防護標章の登録が消滅する。

(3)水際措置に加え輸出国における輸出禁止措置等を可能とする。

14．不正競争防止法：

14.1.不正競争行為の定義(2条1項関係)：

- (1)混同を引き起こす行為(2条1項1号)
- (2)著名表示を盗用する行為(2条1項2号)
- (3)商品形態を模倣する行為(2条1項3号)
- (4)営業秘密に係る不正行為(2条1項4号～9号)
- (5)アクセス・コピー管理技術の迂回機器等の提供をする行為(2条1項10号～11号)
- (6)商品の原産地、品質等の誤認を引き起こす行為(2条1項12号)
- (7)信用を毀損する行為(2条1項13号)
- (8)代理人による商標を不正使用する行為(2条1項14号)
- (9)ドメインネームに関する不正行為(サイバースワッピング)

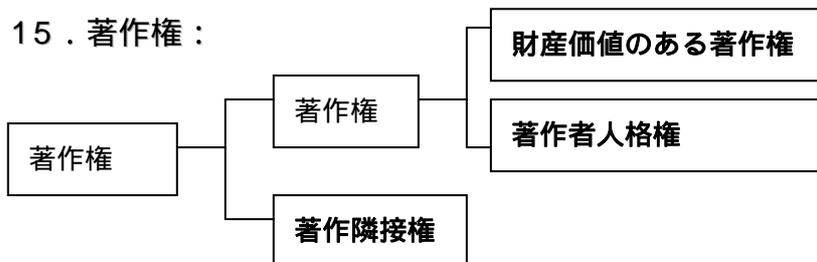
これらの不正競争行為に対しては民事的救済がある。なお(1)と(6)は刑事罰がある。

14.2.その他の規制対象の不正競争行為(9条、10条関係)

- (11)国旗の商業的使用
- (12)外国機関の標章の商業的使用
- (13)外国公務員等に対する不正の利益の供与等

これらの不正競争行為には刑事罰がある。

15．著作権：



- (1) 著作権には、「複製権」、「上演・演奏権」、「放送権・有線放送権」、「口述権」、「展示権」、「映画の著作権における上演権・頒布権」、「映画以外の著作物の貸与権」、「翻訳権・翻案権」、「二次的著作物の利用権」及び「著作者人格権」がある。
- (2) 著作隣接権とは、実演家、レコード製作者、放送事業者及び有線放送事業者に付与される「著作物の利用に関する著作権類似的排他的権利」のことである。
- (3) 著作物には、コンピュータプログラム及びデータベースを含む。
- (4) 著作権の保護期間は著作者の死後 50 年又は著作物の公表後 50 年、ただし「映画の著作物については公表後 70 年に延長する」との報道がある。
- (5) 職務著作物：雇用者である法人等の発意に基づき従業者が職務上作成する著作物の著作者は、別段の定めのない限り、その法人等となる。(プログラムの著作物は 9.6.を参照のこと)

16. 知的財産権関係の主な罰則：

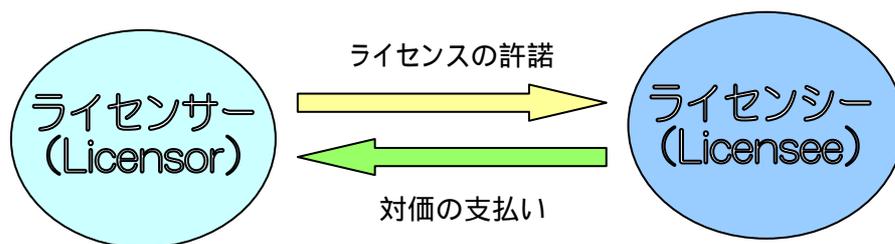
	特許	実用新案	意匠	商標	著作権	不正競争
侵害の罪	5年以下の懲役 又は500万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	5年以下の懲役 又は500万円以下の罰金	著作者人格権、著作権、著作隣接権を侵害した者	2条1項1号、12号、9条、10条、10条の2の不正競争行為
詐欺的行為の罪	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	者：3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金 (営業秘密には刑事罰がない)
虚偽表示の罪	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	1年以下の懲役 又は100万円以下の罰金	3年以下の懲役 又は300万円以下の罰金	その他各権利について罰則が定められている。	

17. ライセンス、ライセンス契約：

17.1. ライセンスの目的：企業が研究開発を行って、特許を取得する目的は競争力の強化、マーケットの拡大、経営の国際展開等様々であるが、自力のみの研究開発には限界がある。研究開発を補完するライセンス活動は知的創造サイクルの円滑な循環をもたらし、新産業と新規分野の創出を担う重要な活動となる。中小企業、ベンチャー企業の発展や企業の技術競争力(国際競争力)の確保には知的財産のライセンス契約を積極的に活用することも経営上の選択肢である。企業にとって知的財産権は重要な経営資源である。

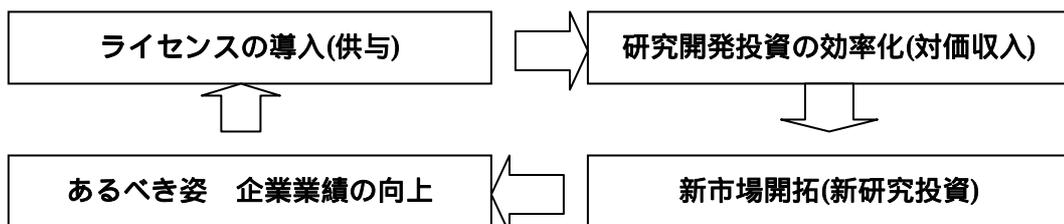
17.2. ライセンス対象

- (1) 工業所有権：特許権、実用新案件、意匠権、商標及び工業所有権を受ける権利
- (1) ノウハウ、営業秘密：技術的知識、経験、秘訣
- (2) 著作権：ソフトウェア、コンピュータプログラムなど



(4) ライセンスの活用の意義：

()内はライセンス供与者の観点



18. 偽物を防止するマドリッド協定の概要：

マドリッド協定は 1891 年 4 月 14 日締結され、1958 年 10 月 31 日リスボンにて原産地・産物の虚偽表示の防止を強化する改正が行われた。

- (1) 標章の国際登録に関するマドリッド協定(パリ同盟条約第 9 条の強化): スイスのベルンに中央登録局を置き本国で正規に登録された標章・商号を登録し、同盟国で共通に保護する制度
- (2) 虚偽による又は誤認を生じさせる原産地表示の防止に関するマドリッド協定(パリ同盟条約第 10 条の強化): 同盟国に於いて保護を必要とする生産地、生産物を登録し、他の同盟においても登録された原産地・産物の虚偽表示の防止を約束する制度

注 1：パリ同盟条約第 9 条の概要

- (1) 同盟国は不法に商標又は商号を付した産品を輸入の際に差し押さえる。
- (2) 差し押さえは不法行為を実施した同盟国内でも行う。

注 2：パリ同盟条約第 10 条の概要

- (1) 原産地・産物の虚偽表示の防止に対し第 9 条を準用する。
- (3) 原産地・産物の利害関係人は生産者に限らず、同国に住所を有する自然人、法人にも及ぶ。

19. 知的財産経営学

(1) 「知的財産経営学」の目的

知的財産を経営上の重要な資産と捉え、力を尽くして株主等の付託に応えるために、知的財産を真に価値のある無形資産することを目的としている。波及的目的として、知的無駄な知的財産を無くし、経営資源の選択と集中を実現することにある。

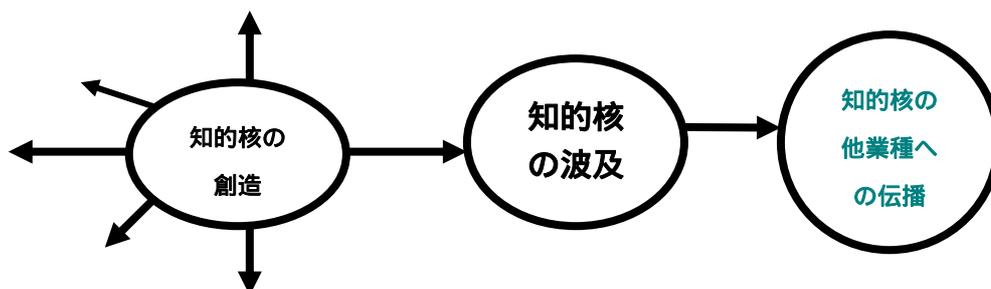
(2) 手法

バランスシートを道具とし、知的財産貸借対照表を作る。知的財産の時価評価額を資産の部に記入し、その取得費用、人件費等の経費や評価損を負債の部に記入する(詳細別紙)。これによって所有する知的財産が課税対象にもなる価値のある無形資産か、不良債権処理の対象になる不良資産であるかを明確にする。

[資産の部 負債の部 = 知的財産の純資産] ← 経営判断と対処

知的財産は知的核の創造と波及が図られなければならない。

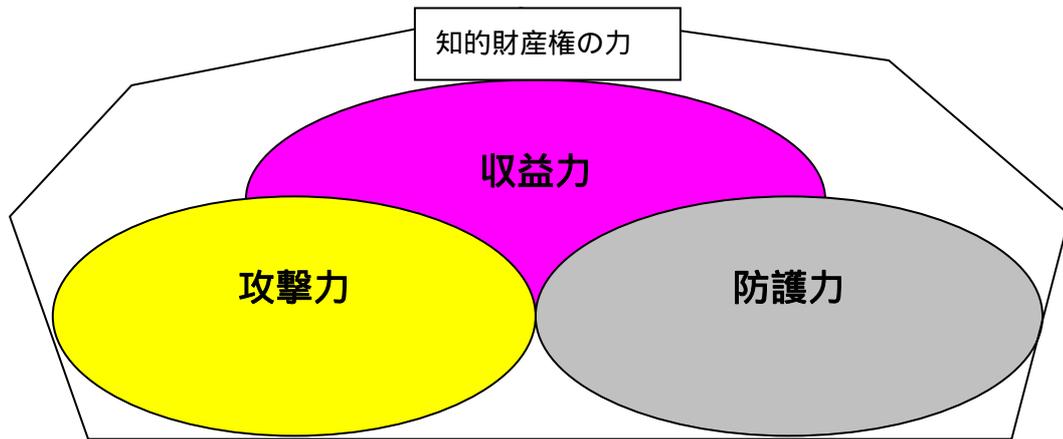
図 19.1 知的核(標準・規範となる知恵)の創造と波及



(3) 知的財産権の力

知的財産権には収益力、攻撃力及び防護力の三つの力がある。真に発明・考案・創作をした者及び正当な権利者がこれらの力を活用することにより、法令に守られて様々な利益を得ることができる。同時にその知的財産の力は社会の発展・繁栄に寄与する。

図 19.2 知的財産権の力



注：憲法第 11 条 [基本的人権の享有]

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことができない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。